

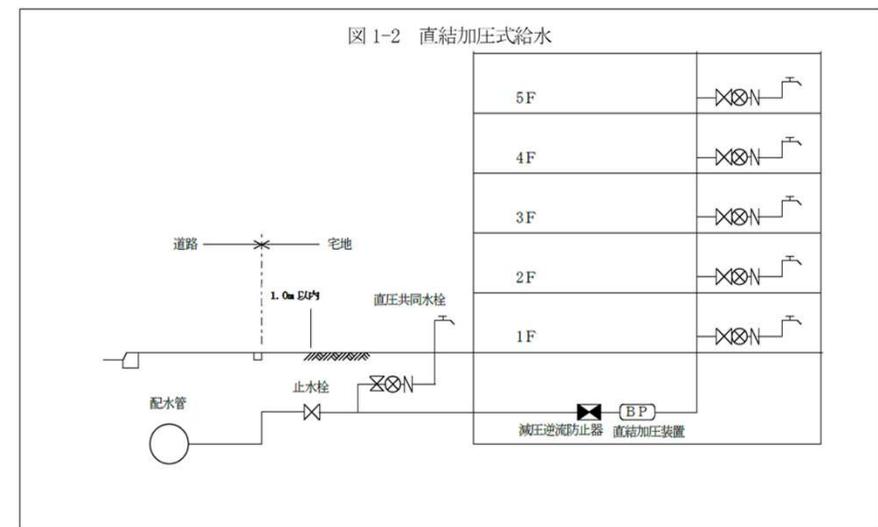
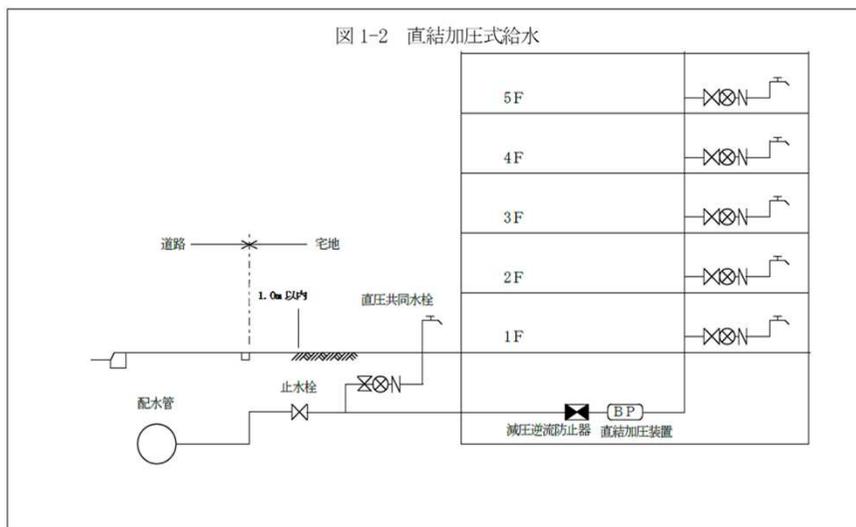
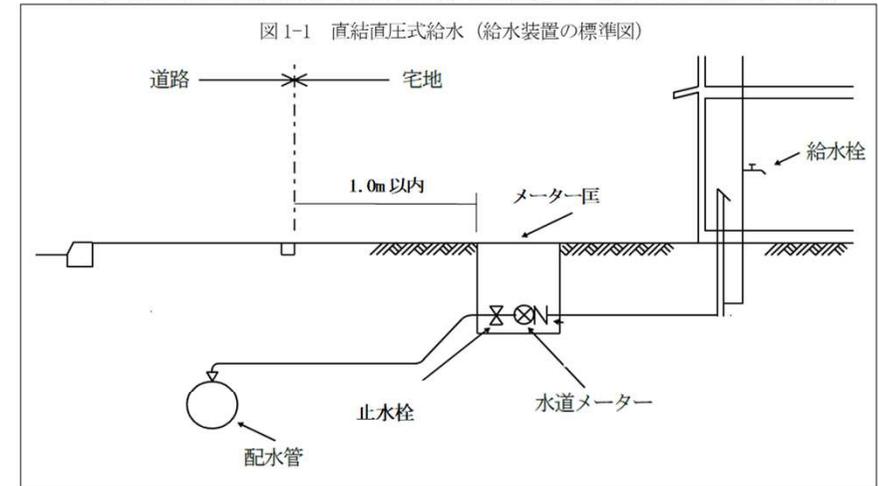
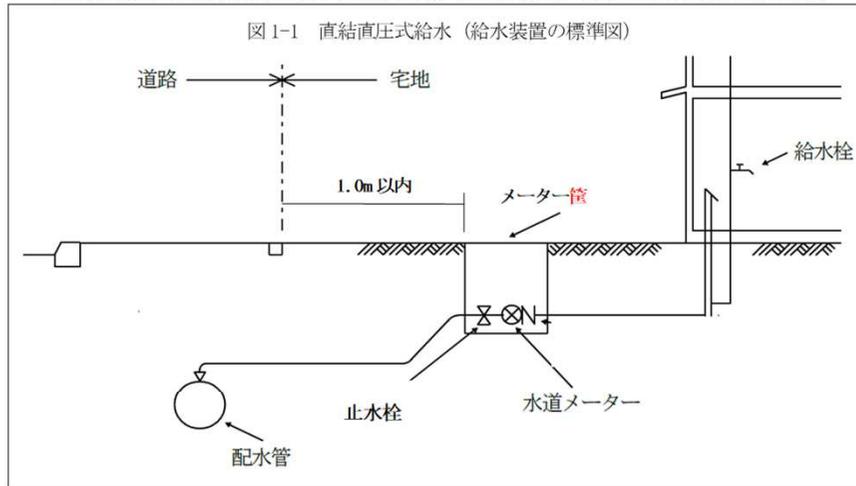
R5 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂

現 行

- (1) 直圧式の制限を越える場合
 - (2) 水圧が不定で使用上支障がある場合
 - (3) 一時に多量の水を必要とする場合
 - (4) 工事等による断減水にそなえ、ある程度保安用水を必要とする場合
 - (5) 汚染のおそれがある施設、若しくは器具へ接続する場合
 - (6) 地下2階以下に給水する場合
 - (7) その他、維持管理上必要と認めた場合
3. 併用式給水方式
併用式給水とは、配水管の水圧、または水量の状態から3階までを直結直圧式給水とし、他の上階を直結加圧式給水若しくは受水槽式給水とする方式である。この方式を用いる場合は事前協議が必要である。

- (1) 直圧式の制限を越える場合
 - (2) 水圧が不定で使用上支障がある場合
 - (3) 一時に多量の水を必要とする場合
 - (4) 工事等による断減水にそなえ、ある程度保安用水を必要とする場合
 - (5) 汚染のおそれがある施設、若しくは器具へ接続する場合
 - (6) 地下2階以下に給水する場合
 - (7) その他、維持管理上必要と認めた場合
3. 併用式給水方式
併用式給水とは、配水管の水圧、または水量の状態から3階までを直結直圧式給水とし、他の上階を直結加圧式給水若しくは受水槽式給水とする方式である。この方式を用いる場合は事前協議が必要である。



改訂

現行

図 1-3 受水槽式給水（高置水槽）

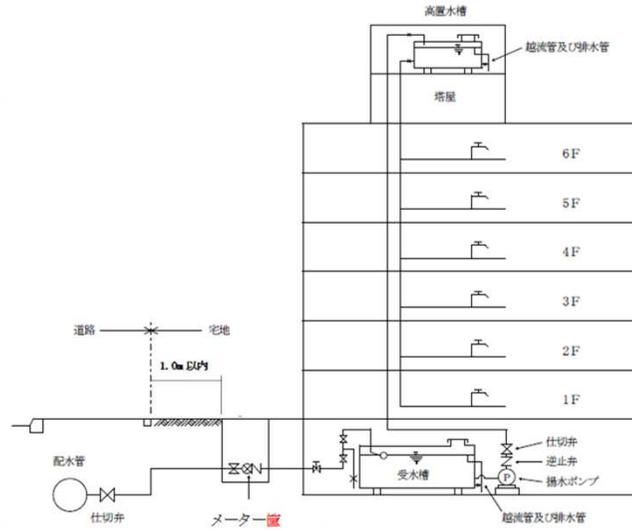


図 1-3 受水槽式給水（高置水槽）

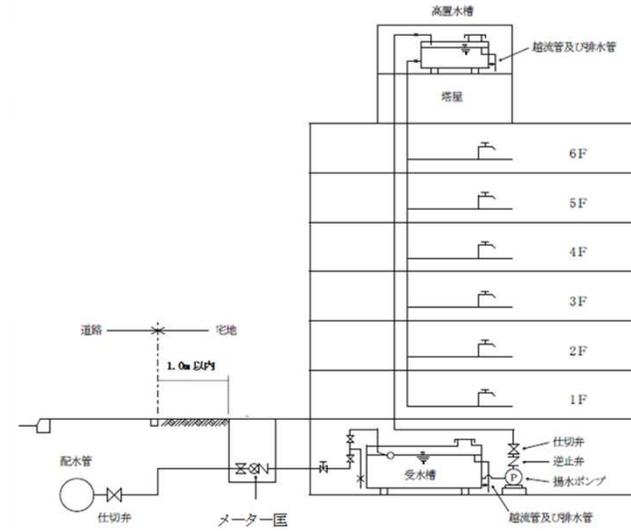


図 1-4 受水槽式給水（気圧タンク）

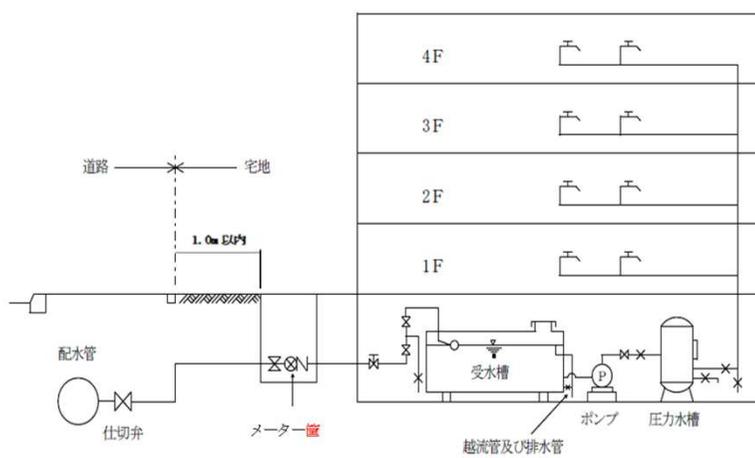
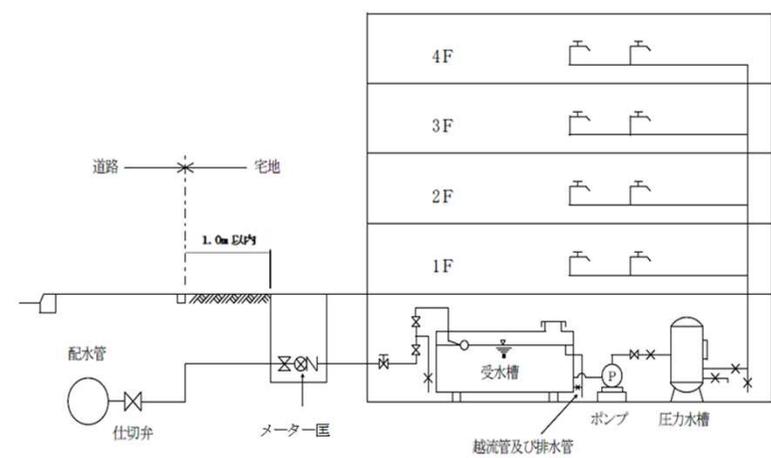


図 1-4 受水槽式給水（気圧タンク）



R5 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>1.10.2 指定の基準（法第25条の3・法施行規則第20条）</p> <p>水道事業者は、指定の申請をした者が次の各号のいずれも適合しているときは、指定しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 2. 厚生労働省令で次に定める機械器具を有する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具 (2) やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具 (3) トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具 (4) 水圧テストポンプ 3. 次のいずれにも該当しない者であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (4) 法第25条の11の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 (5) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 (6) 法人であって、その役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの 	<p>1.10.2 指定の基準（法第25条の3・法施行規則第20条）</p> <p>水道事業者は、指定の申請をした者が次の各号のいずれも適合しているときは、指定しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 2. 厚生労働省令で次に定める機械器具を有する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具 (2) やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具 (3) トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具 (4) 水圧テストポンプ 3. 次のいずれにも該当しない者であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (4) 法2条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 (5) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 (6) 法人であって、その役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの
<p>1.10.3 変更の届出（法第25条の7・法施行規則第34条）</p> <p>指定事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を水道事業者へ届け出なければならない。厚生労働省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 法人にあっては、役員の氏名 (3) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号 	<p>1.10.3 変更の届出（法第25条の7・法施行規則第34条）</p> <p>指定事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を水道事業者へ届け出なければならない。厚生労働省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 法人にあっては、役員の氏名 (3) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
<p>1.10.4 指定の有効期間（法第25条の3の2）</p> <p>指定給水装置工事事業者の指定（第16条の2第1項）は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 更新の申請があった場合において、5年ごとの更新の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までの日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。 2. 5年ごとの更新の場合において、指定の更新がされたときは、その有効期間は、従前の指定の満了の日の翌日から起算するものとする。 3. 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。 	<p>1.10.4 指定の有効期間（法第25条の3の2）</p> <p>指定給水装置工事事業者の指定（第16条の2第1項）は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までの日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。 2. 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その有効期間は、従前の指定の満了の日の翌日から起算するものとする。 3. 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。
<p>1.10.5 主任技術者の選任（法第25条の4・法施行規則第21条）</p> <p>指定事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、水道事業者へ届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道事業者の指定を受けた日から2週間以内に主任技術者を選任し、届け出なければならない。 2. 主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由発生日から2週間以内に主任技術者を選任し、届け出なければならない。 3. 主任技術者を選任又は解任したときは、遅滞なく届け出なければならない。 4. 主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たっては特に支障がないときは、この限りでない。 	<p>1.10.5 主任技術者の選任（法第25条の4・法施行規則第21条）</p> <p>指定事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、水道事業者へ届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道事業者の指定を受けた日から2週間以内に主任技術者を選任し、届け出なければならない。 2. 主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由発生日から2週間以内に主任技術者を選任し、届け出なければならない。 3. 主任技術者を選任又は解任したときは、遅滞なく届け出なければならない。 4. 主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たっては特に支障がないときは、この限りでない。
<p>1.10.6 主任技術者の立会い（法第25条の9）</p> <p>水道事業者は、給水装置の検査を行うときは、給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。</p>	<p>1.10.6 主任技術者の立会い（法第25条の9）</p> <p>水道事業者は、給水装置の検査を行うときは、給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。</p>

R5 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>1.10.7 報告又は資料の提出（法第25条の10）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">水道事業者は、指定事業者に対し、当該指定事業者が給水区域内において施行した給水装置工事に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>1.10.8 指定の取消し（法第25条の11）</p> <p>水道事業者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。 2. 法第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。 3. 法第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 4. 法第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 5. 法第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 6. 法第25条の10の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 7. その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 8. 不正の手段により法第16条の2第1項の指定を受けたとき。 <p>1.10.9 主任技術者（法第25条の4第3項）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給水装置工事に関する技術上の管理 2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督 3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認 4. その他厚生労働省令で定める職務 <p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事の事前調査から計画、施工及びしゅん工検査までに至る一連の過程における技術面での管理をいい調査の実施、給水装置の計画、工事材料の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な資材の手配施工管理及び工程毎の工事の仕上がり検査（品質検査）等がこれに該当する。 2. 工事の事前調査から計画、施工及びしゅん工検査までに至る一連の過程において、工事品質の確保に必要な従事者の役割分担の指示、品質目標、工期等の管理上の目標に適合する工事の実施のための従事者に対する技術的事項の指導、監督をいう。 3. 給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置の設置を確保するために行う、基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた材料の選定（例えば、耐食性のある基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた材料の選定（例えば、耐食性のある材料や耐寒材料の使用）、給水装置システムの計画及び施工（例えば、逆流防止器具の設置）、工程毎の検査等による基準適合性の確保、施工検査における基準適合性の確保をいう。 4. 水道事業者との連絡又は調整は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 給水管を配水管から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整。 (2) (1)の工事及び給水管の取付け口から水道メーターまでの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事の条件に関する連絡調整。 (3) 給水装置工事を完了したときの連絡。 <p>1.11 給水装置工事の流れ</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指定事業者は、工事の申込みを受けたときは申込者の要求内容を正確に把握し、適正な工事を行うため、あらかじめその工事に関する利害関係や必要となる手続きの有無を確認のうえ実施しなければならない。</p> <p>[解説]</p> <p>指定事業者は、工事申込者と工事契約を締結後、以下の流れの順に手続を行うこと。</p>	<p>1.10.7 報告又は資料の提出（法第25条の10）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">水道事業者は、指定事業者に対し、当該指定事業者が給水区域内において施行した給水装置工事に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>1.10.8 指定の取消し（法第25条の11）</p> <p>水道事業者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。 2. 法第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。 3. 法第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 4. 法第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 5. 法第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 6. 法第25条の10の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 7. その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 8. 不正の手段により法第16条の2第1項の指定を受けたとき。 <p>1.10.9 主任技術者（法第25条の4第3項）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給水装置工事に関する技術上の管理 2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督 3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認 4. その他厚生労働省令で定める職務 <p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事の事前調査から計画、施工及びしゅん工検査までに至る一連の過程における技術面での管理をいい調査の実施、給水装置の計画、工事材料の選定、工事方法の決定、施工計画の立案、必要な資材の手配施工管理及び工程毎の工事の仕上がり検査（品質検査）等がこれに該当する。 2. 工事の事前調査から計画、施工及びしゅん工検査までに至る一連の過程において、工事品質の確保に必要な従事者の役割分担の指示、品質目標、工期等の管理上の目標に適合する工事の実施のための従事者に対する技術的事項の指導、監督をいう。 3. 給水装置の構造及び材質の基準に適合する給水装置の設置を確保するために行う、基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた材料の選定（例えば、耐食性のある基準に適合する材料の選定、現場の状況に応じた材料の選定（例えば、耐食性のある材料や耐寒材料の使用）、給水装置システムの計画及び施工（例えば、逆流防止器具の設置）、工程毎の検査等による基準適合性の確保、施工検査における基準適合性の確保をいう。 4. 水道事業者との連絡又は調整は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 給水管を配水管から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整。 (2) (1)の工事及び給水管の取付け口から水道メーターまでの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事の条件に関する連絡調整。 (3) 給水装置工事を完了したときの連絡。 <p>1.11 給水装置工事の流れ</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指定事業者は、工事の申込みを受けたときは申込者の要求内容を正確に把握し、適正な工事を行うため、あらかじめその工事に関する利害関係や必要となる手続きの有無を確認のうえ実施しなければならない。</p> <p>[解説]</p> <p>指定事業者は、工事申込者と工事契約を締結後、以下の流れの順に手続を行うこと。</p>

R5 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行																																																										
<p>[解説]</p> <p>1. 申請書は、工事種別（新設、改造等）ごとに作成し、提出すること。 添付書類は、次のとおりである。</p> <p>(1) 図面（付近見取図、平面図及び立体図）分岐オフセットの記入の確認 (2) 水理計算書 (3) 所有者変更届 (4) その他関係書類</p> <p>次の場合は、水理計算書を添付すること。</p> <p>ア 直結給水方式で3階建て以上に給水する場合。 イ アパート、マンション等の場合。 ウ 給水管の口径がφ25 mm以上の場合。 エ その他市長が必要と認めた場合。</p> <p>① 申込者は、次の場合は利害関係人の同意承諾書が必要となる。（民法第213条の2又は第213条の3の適用がある場合を除く）</p> <p>ア 他人の家屋、土地（管路用地含む）に給水装置を設置する場合。 イ 他人の給水装置から分岐（メーターの増口径等、使用量が著しく増加する場合も含む）して給水装置を設置する場合。</p> <p>② 排水設備工事申請書 本市では、給水装置工事申請書及び排水設備工事申請書の様式を一体化しているので、下水道を使用する際には、排水設備工事に関する事項も記入のうえ提出すること。</p> <p>2. 事前協議 (1) 3階以上直結給水及び直結加圧給水を要望する場合は、事前に協議が必要である。 (2) その他技術的に判断が困難な場合は、事前に協議を行うこと。</p> <p>3. 設計審査 (1) 事務処理の関係から、申請書の提出から承認まで7日程度（休日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く）要する場合がありますので、余裕をもって提出すること。</p> <p>1.13 工事費・加入金・設計審査及び工事しゅん工検査手数料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>給水装置工事を行おうとする者は、次の費用を負担しなければならない。</p> <p>1. 工事費（条例第13条） 2. 加入金（条例第28条） 3. 設計審査及び工事しゅん工検査手数料（条例第28条の2）</p> </div> <p>[解説]</p> <p>1. 工事費は、給水装置工事申込者の負担とする。 2. 加入金は、給水装置の新設及び改造工事（改造前と増径後のメーター口径の差額）の申込者は、下表の各号の区分に応じ、市長が定める日までに納入しなければならない。（減額分は返納しない）</p> <p>加入金の額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>加入金の額</th> <th>メーターの口径</th> <th>加入金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13 ミリメートル</td> <td>20,000 円</td> <td>50 ミリメートル</td> <td>720,000 円</td> </tr> <tr> <td>20 ミリメートル</td> <td>60,000 円</td> <td>75 ミリメートル</td> <td>1,995,000 円</td> </tr> <tr> <td>25 ミリメートル</td> <td>120,000 円</td> <td>100 ミリメートル</td> <td>4,050,000 円</td> </tr> <tr> <td>40 ミリメートル</td> <td>420,000 円</td> <td>100 ミリメートル超</td> <td>市長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 金額には消費税相当額は含まれておりません。</p> <p>3. 手数料は、給水装置工事の設計の審査及び検査を受けようとする者が、1工事につき下表の各号の区分に応じ、市長が定める日までに納入しなければならない。</p> <p>設計審査及び工事しゅん工検査手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>1 工事につき</td> <td>工事費の 100 分の 1</td> </tr> <tr> <td>工事しゅん工検査手数料</td> <td>1 工事につき</td> <td>工事費の 100 分の 2.5</td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額	13 ミリメートル	20,000 円	50 ミリメートル	720,000 円	20 ミリメートル	60,000 円	75 ミリメートル	1,995,000 円	25 ミリメートル	120,000 円	100 ミリメートル	4,050,000 円	40 ミリメートル	420,000 円	100 ミリメートル超	市長が別に定める	種類	区分	手数料	設計審査手数料	1 工事につき	工事費の 100 分の 1	工事しゅん工検査手数料	1 工事につき	工事費の 100 分の 2.5	<p>[解説]</p> <p>1. 申請書は、工事種別（新設、改造等）ごとに作成し、提出すること。 添付書類は、次のとおりである。</p> <p>(1) 図面（付近見取図、平面図及び立体図）分岐オフセットの記入の確認 (2) 水理計算書 (3) 所有者変更届 (4) その他関係書類</p> <p>次の場合は、水理計算書を添付すること。</p> <p>ア 直結給水方式で3階建て以上に給水する場合。 イ アパート、マンション等の場合。 ウ 給水管の口径がφ25 mm以上の場合。 エ その他市長が必要と認めた場合。</p> <p>① 申込者は、次の場合は利害関係人の同意が必要となる。</p> <p>ア 他人の家屋、土地（管路用地含む）に給水装置を設置する場合。 イ 他人の給水装置から分岐（メーターの増口径等、使用量が著しく増加する場合も含む）して給水装置を設置する場合。</p> <p>② 排水設備工事申請書 本市では、給水装置工事申請書及び排水設備工事申請書の様式を一体化しているので、下水道を使用する際には、排水設備工事に関する事項も記入のうえ提出すること。</p> <p>2. 事前協議 (1) 3階以上直結給水及び直結加圧給水を要望する場合は、事前に協議が必要である。 (2) その他技術的に判断が困難な場合は、事前に協議を行うこと。</p> <p>3. 設計審査 (1) 事務処理の関係から、申請書の提出から承認まで7日程度（休日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く）要する場合がありますので、余裕をもって提出すること。</p> <p>1.13 工事費・加入金・設計審査及び工事しゅん工検査手数料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>給水装置工事を行おうとする者は、次の費用を負担しなければならない。</p> <p>1. 工事費（条例第13条） 2. 加入金（条例第28条） 3. 設計審査及び工事しゅん工検査手数料（条例第28条の2）</p> </div> <p>[解説]</p> <p>1. 工事費は、給水装置工事申込者の負担とする。 2. 加入金は、給水装置の新設及び改造工事（改造前と増径後のメーター口径の差額）の申込者は、下表の各号の区分に応じ、市長が定める日までに納入しなければならない。（減額分は返納しない）</p> <p>加入金の額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>加入金の額</th> <th>メーターの口径</th> <th>加入金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13 ミリメートル</td> <td>20,000 円</td> <td>50 ミリメートル</td> <td>720,000 円</td> </tr> <tr> <td>20 ミリメートル</td> <td>60,000 円</td> <td>75 ミリメートル</td> <td>1,995,000 円</td> </tr> <tr> <td>25 ミリメートル</td> <td>120,000 円</td> <td>100 ミリメートル</td> <td>4,050,000 円</td> </tr> <tr> <td>40 ミリメートル</td> <td>420,000 円</td> <td>100 ミリメートル超</td> <td>市長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 金額には消費税相当額は含まれておりません。</p> <p>3. 手数料は、給水装置工事の設計の審査及び検査を受けようとする者が、1工事につき下表の各号の区分に応じ、市長が定める日までに納入しなければならない。</p> <p>設計審査及び工事しゅん工検査手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>1 工事につき</td> <td>工事費の 100 分の 1</td> </tr> <tr> <td>工事しゅん工検査手数料</td> <td>1 工事につき</td> <td>工事費の 100 分の 2.5</td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額	13 ミリメートル	20,000 円	50 ミリメートル	720,000 円	20 ミリメートル	60,000 円	75 ミリメートル	1,995,000 円	25 ミリメートル	120,000 円	100 ミリメートル	4,050,000 円	40 ミリメートル	420,000 円	100 ミリメートル超	市長が別に定める	種類	区分	手数料	設計審査手数料	1 工事につき	工事費の 100 分の 1	工事しゅん工検査手数料	1 工事につき	工事費の 100 分の 2.5
メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額																																																								
13 ミリメートル	20,000 円	50 ミリメートル	720,000 円																																																								
20 ミリメートル	60,000 円	75 ミリメートル	1,995,000 円																																																								
25 ミリメートル	120,000 円	100 ミリメートル	4,050,000 円																																																								
40 ミリメートル	420,000 円	100 ミリメートル超	市長が別に定める																																																								
種類	区分	手数料																																																									
設計審査手数料	1 工事につき	工事費の 100 分の 1																																																									
工事しゅん工検査手数料	1 工事につき	工事費の 100 分の 2.5																																																									
メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額																																																								
13 ミリメートル	20,000 円	50 ミリメートル	720,000 円																																																								
20 ミリメートル	60,000 円	75 ミリメートル	1,995,000 円																																																								
25 ミリメートル	120,000 円	100 ミリメートル	4,050,000 円																																																								
40 ミリメートル	420,000 円	100 ミリメートル超	市長が別に定める																																																								
種類	区分	手数料																																																									
設計審査手数料	1 工事につき	工事費の 100 分の 1																																																									
工事しゅん工検査手数料	1 工事につき	工事費の 100 分の 2.5																																																									

R5 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行																																																
<p>(2) 平面図及び立体図等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 分岐、メーター、止水栓等オフセットの記入の確認 2) 方位、敷地境界、道路種別等の記入の確認 3) 平面図と立体図の整合がされていることの確認 4) 材料、口径、延長の記入の確認 5) 遠隔式メーター受信器の取付位置の記載 6) 右下の覚書に関する押印確認（申請者が修理する等） <p>2. 現地の検査内容</p> <p>(1) 分岐、メーター、埋設管、止水栓・バルブ・仕切弁、筐類、道路復旧</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 配水管等への取付口の位置、取付口径の確認 2) オフセットの測定の確認 3) メーターの逆付け、片寄り及び検針、取替え時に支障がないかの確認 4) 遠隔式メーター受信器及び端子接続が適切に施工されていることの確認 5) 止水栓等の片寄り及び筐類の高さが適切に施工されていることの確認 6) 埋設管の各埋設深度は、所定の深さが確保されていることの確認 7) 埋設管の延長は、しゅん工図面と整合されていることの確認 8) 道路占用許可条件のとおりであることの確認 <p>(2) 屋内配管等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 配管の口径、管路及び構造が適切であることの確認 2) 給水用具等がしゅん工図面と整合されていることの確認 3) 吐水口空間の確保がなされていることの確認（受水槽含む） 4) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプを直結していないことの確認 5) 水の汚染、凍結、破壊、浸食、電食、浸透等を防止するための適切な措置がされていることの確認 6) 給水用具等の適切な接合、性能基準適合品の使用の確認 7) クロスコネクションがなされていないかの確認 <p>(3) 通水、水圧試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 通水後、各給水用具から放水し、メーター等の動作状況等の確認 2) 所定の水圧試験で、漏水及び抜け出し等がないことの確認 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対 象</th> <th style="width: 30%;">試 験 水 圧</th> <th style="width: 40%;">保 持 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サドル分水栓、割丁字管</td> <td>0.75 MPa (保持時間内で 0.70 MPa を下回らない事)</td> <td>5 分</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管</td> <td colspan="2">配水用ポリエチレンパイプシステム協会で推奨する試験方法により実施</td> </tr> <tr> <td>その他の給水装置</td> <td>1.0MPa</td> <td>3分</td> </tr> </tbody> </table> <p>・もし、これらを下まわった場合は原因を調査すること。</p> <p>(4) 水質試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 濁り、臭気等の確認 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">確 認 方 法</th> <th style="width: 40%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">判 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">観 察</td> <td>D P D 法 残留塩素（遊離）</td> <td>0.1 mg/ℓ以上</td> </tr> <tr> <td>臭 気</td> <td>異常でないこと</td> </tr> <tr> <td>味 色</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>濁 り</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 加圧ポンプ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 加圧装置の圧力設定値の確認 	対 象	試 験 水 圧	保 持 時 間	サドル分水栓、割丁字管	0.75 MPa (保持時間内で 0.70 MPa を下回らない事)	5 分	水道配水用ポリエチレン管	配水用ポリエチレンパイプシステム協会で推奨する試験方法により実施		その他の給水装置	1.0MPa	3分	確 認 方 法	項 目	判 定 基 準	観 察	D P D 法 残留塩素（遊離）	0.1 mg/ℓ以上	臭 気	異常でないこと	味 色	〃	濁 り	〃	<p>(2) 平面図及び立体図等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 分岐、メーター、止水栓等オフセットの記入の確認 2) 方位、敷地境界、道路種別等の記入の確認 3) 平面図と立体図の整合がされていることの確認 4) 材料、口径、延長の記入の確認 5) 遠隔式メーター受信器の取付位置の記載 6) 右下の覚書に関する押印確認（申請者が修理する等） <p>2. 現地の検査内容</p> <p>(1) 分岐、メーター、埋設管、止水栓・バルブ・仕切弁、筐類、道路復旧</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 配水管等への取付口の位置、取付口径の確認 2) オフセットの測定の確認 3) メーターの逆付け、片寄り及び検針、取替え時に支障がないかの確認 4) 遠隔式メーター受信器及び端子接続が適切に施工されていることの確認 5) 止水栓等の片寄り及び筐類の高さが適切に施工されていることの確認 6) 埋設管の各埋設深度は、所定の深さが確保されていることの確認 7) 埋設管の延長は、しゅん工図面と整合されていることの確認 8) 道路占用許可条件のとおりであることの確認 <p>(2) 屋内配管等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 配管の口径、管路及び構造が適切であることの確認 2) 給水用具等がしゅん工図面と整合されていることの確認 3) 吐水口空間の確保がなされていることの確認（受水槽含む） 4) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプを直結していないことの確認 5) 水の汚染、凍結、破壊、浸食、電食、浸透等を防止するための適切な措置がされていることの確認 6) 給水用具等の適切な接合、性能基準適合品の使用の確認 7) クロスコネクションがなされていないかの確認 <p>(3) 通水、水圧試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 通水後、各給水用具から放水し、メーター等の動作状況等の確認 2) 所定の水圧試験で、漏水及び抜け出し等がないことの確認 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対 象</th> <th style="width: 30%;">試 験 水 圧</th> <th style="width: 40%;">保 持 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サドル分水栓、割丁字管</td> <td>0.75 MPa (保持時間内で 0.70 MPa を下回らない事)</td> <td>5 分</td> </tr> <tr> <td>水道配水用ポリエチレン管</td> <td colspan="2">配水用ポリエチレンパイプシステム協会で推奨する試験方法により実施</td> </tr> <tr> <td>その他の給水装置</td> <td>1.0MPa</td> <td>3分</td> </tr> </tbody> </table> <p>・もし、これらを下まわった場合は原因を調査すること。</p> <p>(4) 水質試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 濁り、臭気等の確認 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">確 認 方 法</th> <th style="width: 40%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">判 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">観 察</td> <td>D P D 法 残留塩素（遊離）</td> <td>0.1 mg/ℓ以上</td> </tr> <tr> <td>臭 気</td> <td>異常でないこと</td> </tr> <tr> <td>味 色</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>濁 り</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 加圧ポンプ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 加圧装置の圧力設定値の確認 	対 象	試 験 水 圧	保 持 時 間	サドル分水栓、割丁字管	0.75 MPa (保持時間内で 0.70 MPa を下回らない事)	5 分	水道配水用ポリエチレン管	配水用ポリエチレンパイプシステム協会で推奨する試験方法により実施		その他の給水装置	1.0MPa	3分	確 認 方 法	項 目	判 定 基 準	観 察	D P D 法 残留塩素（遊離）	0.1 mg/ℓ以上	臭 気	異常でないこと	味 色	〃	濁 り	〃
対 象	試 験 水 圧	保 持 時 間																																															
サドル分水栓、割丁字管	0.75 MPa (保持時間内で 0.70 MPa を下回らない事)	5 分																																															
水道配水用ポリエチレン管	配水用ポリエチレンパイプシステム協会で推奨する試験方法により実施																																																
その他の給水装置	1.0MPa	3分																																															
確 認 方 法	項 目	判 定 基 準																																															
観 察	D P D 法 残留塩素（遊離）	0.1 mg/ℓ以上																																															
	臭 気	異常でないこと																																															
	味 色	〃																																															
	濁 り	〃																																															
対 象	試 験 水 圧	保 持 時 間																																															
サドル分水栓、割丁字管	0.75 MPa (保持時間内で 0.70 MPa を下回らない事)	5 分																																															
水道配水用ポリエチレン管	配水用ポリエチレンパイプシステム協会で推奨する試験方法により実施																																																
その他の給水装置	1.0MPa	3分																																															
確 認 方 法	項 目	判 定 基 準																																															
観 察	D P D 法 残留塩素（遊離）	0.1 mg/ℓ以上																																															
	臭 気	異常でないこと																																															
	味 色	〃																																															
	濁 り	〃																																															

R5 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>第2章 給水装置の設計</p>	<p>第2章 給水装置の設計</p>
<p>2.1 設計</p> <p>1. 給水装置の設計とは、図上及び現場の調査から給水方式の選定や配管管路、給水装置の管径、使用材料、給水用具及び用具取付け位置の決定などの計画をたて、それに従って図面の作成、工事費予算額の算出などに至る一切の事務的、技術的措置をいう。</p> <p>2. 設計にあたっては、経済的、衛生的、かつ需要者の使用上の便利と維持管理の便宜を十分考慮したもので、構造材質等については、法令や要綱に基づいて、現地に最も適したものを選定し、給水管、給水用具についても法施行令第5条に規定する基準に適合したものを使用しなければならない。</p> <p>2.2 調査</p> <p>1. 給水装置工事の依頼を受けた場合は、現場の状況を把握するために、必要な調査を行うこと。</p> <p>2. 調査は、設計・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は計画の策定、設計・施工さらには、給水装置の機能にも影響するため慎重に行うこと。</p> <p>[解説]</p> <p>1. 事前調査 工事の申込みを受けたときは、現地の状況を的確に、かつ能率的に把握するため、事前に次の事項について調査する。</p> <p>(1) 新設工事の場合は、配水管路平面図などにより、配水管の布設状況、管種、管径及び配水管の布設計画などを調査すること。</p> <p>(2) 既設の給水装置に関係のある分岐及び改造工事などは、給水装置台帳により配管の状況、管種、管径及び利用状況を調査しておくこと。</p> <p>(3) 利害関係</p> <p>1) 申込者の希望により他人の給水管を使用する場合は、その所有者の承諾の有無</p> <p>2) 土地及び家屋所有者が異なるときは、その所有者の住所氏名とその承諾の有無及び占用敷地の境界</p> <p>3) 上記1)、2)において承諾が無の場合、民法第213条の2又は第213条の3の適用の有無</p> <p>(4) 既設の給水装置が残存し、申込者と給水装置所有者が異なる場合、新規にて分岐をすること。なお、既設給水装置は分水閉止すること。</p> <p>また、申込者と給水装置所有者が異なり既設給水装置を利用したい場合は、申込者に状況を伝え、「給水装置（既設給水装置を含む）に故障・その他の異常等が発生した場合は申込者にて全ての責任を取り、水道部には一切の責任を追及しません。」と記入し、申込者に必ず押印してもらうこと。</p> <p>2. 現地調査 現地では、必要に応じ申込者または関係者の立会を求め、次の事項について調査すること。</p> <p>(1) 希望事項の把握、確認</p> <p>1) 給水管取出し位置および給水管路</p> <p>2) 止水栓及びメーターの設置位置</p> <p>3) 給水栓、水抜栓、その他の取付用具の位置と種類、数など</p> <p>(2) 建物及び附帯設備の位置、構造の調査、確認</p> <p>1) 建物の位置について、住居表示、目標の確認及び付近家屋</p> <p>2) 構造について、面積、室数と室名、平家・高層の別、新築、改築、既設の区別、暖房効果の期待できる範囲と程度</p> <p>3) 附帯設備として、井戸、受水槽、便槽、水洗便所、浄化槽、排水、下水道、暖房、ガス消火、ポンプ、電気などの設備状況、機械器具の設置状況、ロードヒーティングの有無</p> <p>(3) 現地付近の水圧調査 給水対象家屋の地盤の高さ、付近の既設家屋の水栓の出水状況及び水圧</p> <p>(4) 利害関係 事前調査を基に、確認のため現地調査も行うこと</p> <p>(5) 被分岐管の位置の確認</p> <p>1) 配水管については、仕切弁や分岐箇所（小穴）などから判断し、不明のときは市水道部に相談する。</p>	<p>2.1 設計</p> <p>1. 給水装置の設計とは、図上及び現場の調査から給水方式の選定や配管管路、給水装置の管径、使用材料、給水用具及び用具取付け位置の決定などの計画をたて、それに従って図面の作成、工事費予算額の算出などに至る一切の事務的、技術的措置をいう。</p> <p>2. 設計にあたっては、経済的、衛生的、かつ需要者の使用上の便利と維持管理の便宜を十分考慮したもので、構造材質等については、法令や要綱に基づいて、現地に最も適したものを選定し、給水管、給水用具についても法施行令第5条に規定する基準に適合したものを使用しなければならない。</p> <p>2.2 調査</p> <p>1. 給水装置工事の依頼を受けた場合は、現場の状況を把握するために、必要な調査を行うこと。</p> <p>2. 調査は、設計・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は計画の策定、設計・施工さらには、給水装置の機能にも影響するため慎重に行うこと。</p> <p>[解説]</p> <p>1. 事前調査 工事の申込みを受けたときは、現地の状況を的確に、かつ能率的に把握するため、事前に次の事項について調査する。</p> <p>(1) 新設工事の場合は、配水管路平面図などにより、配水管の布設状況、管種、管径及び配水管の布設計画などを調査すること。</p> <p>(2) 既設の給水装置に関係のある分岐及び改造工事などは、給水装置台帳により配管の状況、管種、管径及び利用状況を調査しておくこと。</p> <p>(3) 利害関係</p> <p>1) 申込者の希望により他人の給水管を使用する場合は、その所有者の承諾の有無</p> <p>2) 土地及び家屋所有者が異なるときは、その所有者の住所氏名とその承諾の有無及び占用敷地の境界</p> <p>2. 現地調査 現地では、必要に応じ申込者または関係者の立会を求め、次の事項について調査すること。</p> <p>(1) 希望事項の把握、確認</p> <p>1) 給水管取出し位置および給水管路</p> <p>2) 止水栓及びメーターの設置位置</p> <p>3) 給水栓、水抜栓、その他の取付用具の位置と種類、数など</p> <p>(2) 建物及び附帯設備の位置、構造の調査、確認</p> <p>1) 建物の位置について、住居表示、目標の確認及び付近家屋</p> <p>2) 構造について、面積、室数と室名、平家・高層の別、新築、改築、既設の区別、暖房効果の期待できる範囲と程度</p> <p>3) 附帯設備として、井戸、受水槽、便槽、水洗便所、浄化槽、排水、下水道、暖房、ガス消火、ポンプ、電気などの設備状況、機械器具の設置状況、ロードヒーティングの有無</p> <p>(3) 現地付近の水圧調査 給水対象家屋の地盤の高さ、付近の既設家屋の水栓の出水状況及び水圧</p> <p>(4) 利害関係 事前調査を基に、確認のため現地調査も行うこと</p> <p>(5) 被分岐管の位置の確認</p> <p>1) 配水管については、仕切弁や分岐箇所（小穴）などから判断し、不明のときは市水道部に相談する。</p> <p>2) 給水管については、事前調査のときに給水装置台帳によって調査したものを現地に照合し、位置を確認しておく。</p> <p>(6) 土質の調査 管保護の見地から付近の状況や需要者などからの状況聴取により、土質と凍結深度を把握しておく。</p>

R5 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行																																																																																																																																																																																
<p>2) 給水管については、事前調査のときに給水装置台帳によって調査したものを現地に照合し、位置を確認しておく。</p> <p>(6) 土質の調査 管保護の見地から付近の状況や需要者などからの状況聴取により、土質と凍結深度を把握しておく。</p> <p>(7) 道路種別の調査 1) 給水管を埋設する道路が砂利道か舗装道かの区別、道路幅員と取出位置の距離関係 2) 新しい舗装道及びロードヒーティングの破壊を伴う場合は、事前に道路管理者と協議をすること。</p> <p>(8) 復旧工事 土間コンクリート取り壊し、床切り取り、側溝取り外し、附帯設備の復旧、路面の復旧などの要否とその程度</p> <p>(9) その他、現地調査上の注意 設計者は上記のほか、現場作業が最も容易に、安全・的確に施工ができ、しゅん工後の維持管理に支障を来すことのないように、給水用具の位置を選定することに注意して、需要者と協議し現場の調査にあたること。</p> <p>特に家屋解体または焼失後、家屋の密集地域で空地になっている場所などに新築する家屋への給水には、既設装置の撤去の有無について調査すること。</p> <p>※ 「工事申込者に確認するもの」、「市水道部で確認するもの」、「現地調査により確認するもの」等は次表に示すとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査事項</th> <th rowspan="2">調査内容</th> <th colspan="4">調査（確認）場所</th> </tr> <tr> <th>申込者</th> <th>水道部</th> <th>現地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事場所</td> <td>丁目、町名、番地等住居表示番号</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用水量</td> <td>使用目的（事業・住居）、使用人数、延床面積、取付栓数、給水方式等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設給水装置の有無</td> <td>所有者、布設年月、形態（専用栓・他）、口径、管種、布設位置、使用水量、水道番号等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">所有者</td> </tr> <tr> <td>屋外配管</td> <td>メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内配管</td> <td>給水栓の位置（種類と個数）、給水用具等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配水管の布設状況</td> <td>年度、口径、管種、水圧、布設位置、仕切弁、消火栓の位置等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路の状況</td> <td>種別（国道・道道・市道・私道）、幅員、道路工作物、舗装種別、舗装年次等</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">道路管理者等</td> </tr> <tr> <td>各種埋設物の有無</td> <td>種類（下水道管・ガス管・電気・電話等）、位置、口径等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">埋設管理者等</td> </tr> <tr> <td>現地の施工環境</td> <td>施工時間（昼・夜）、関連工事等</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">埋設管理者等</td> </tr> <tr> <td>既設給水管から分岐する場合</td> <td>所有者、給水戸数、布設年月、口径、布設位置、止水栓の位置、既設建築物との関連等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">所有者</td> </tr> <tr> <td>受水槽方式の場合</td> <td>受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事に関する同意承諾の取得確認</td> <td>分岐の同意、私有地給水管理設の同意、その他利害関係人の承諾（民法第213条の2又は第213条の3の適用がある場合を除く）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">利害関係者</td> </tr> <tr> <td>建築確認</td> <td>建築確認通知（番号）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査内容	調査（確認）場所				申込者	水道部	現地	その他	工事場所	丁目、町名、番地等住居表示番号	○		○		使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人数、延床面積、取付栓数、給水方式等	○		○		既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態（専用栓・他）、口径、管種、布設位置、使用水量、水道番号等	○	○	○	所有者	屋外配管	メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置等	○		○		屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具等	○		○		配水管の布設状況	年度、口径、管種、水圧、布設位置、仕切弁、消火栓の位置等		○	○		道路の状況	種別（国道・道道・市道・私道）、幅員、道路工作物、舗装種別、舗装年次等			○	道路管理者等	各種埋設物の有無	種類（下水道管・ガス管・電気・電話等）、位置、口径等		○	○	埋設管理者等	現地の施工環境	施工時間（昼・夜）、関連工事等			○	埋設管理者等	既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年月、口径、布設位置、止水栓の位置、既設建築物との関連等	○	○	○	所有者	受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート			○		工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管理設の同意、その他利害関係人の承諾（民法第213条の2又は第213条の3の適用がある場合を除く）	○			利害関係者	建築確認	建築確認通知（番号）	○				<p>(7) 道路種別の調査 1) 給水管を埋設する道路が砂利道か舗装道かの区別、道路幅員と取出位置の距離関係 2) 新しい舗装道及びロードヒーティングの破壊を伴う場合は、事前に道路管理者と協議をすること。</p> <p>(8) 復旧工事 土間コンクリート取り壊し、床切り取り、側溝取り外し、附帯設備の復旧、路面の復旧などの要否とその程度</p> <p>(9) その他、現地調査上の注意 設計者は上記のほか、現場作業が最も容易に、安全・的確に施工ができ、しゅん工後の維持管理に支障を来すことのないように、給水用具の位置を選定することに注意して、需要者と協議し現場の調査にあたること。</p> <p>特に家屋解体または焼失後、家屋の密集地域で空地になっている場所などに新築する家屋への給水には、既設装置の撤去の有無について調査すること。</p> <p>※ 「工事申込者に確認するもの」、「市水道部で確認するもの」、「現地調査により確認するもの」等は次表に示すとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査事項</th> <th rowspan="2">調査内容</th> <th colspan="4">調査（確認）場所</th> </tr> <tr> <th>申込者</th> <th>水道部</th> <th>現地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事場所</td> <td>丁目、町名、番地等住居表示番号</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用水量</td> <td>使用目的（事業・住居）、使用人数、延床面積、取付栓数、給水方式等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設給水装置の有無</td> <td>所有者、布設年月、形態（専用栓・他）、口径、管種、布設位置、使用水量、水道番号等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">所有者</td> </tr> <tr> <td>屋外配管</td> <td>メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内配管</td> <td>給水栓の位置（種類と個数）、給水用具等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配水管の布設状況</td> <td>年度、口径、管種、水圧、布設位置、仕切弁、消火栓の位置等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路の状況</td> <td>種別（国道・道道・市道・私道）、幅員、道路工作物、舗装種別、舗装年次等</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">道路管理者等</td> </tr> <tr> <td>各種埋設物の有無</td> <td>種類（下水道管・ガス管・電気・電話等）、位置、口径等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">埋設管理者等</td> </tr> <tr> <td>現地の施工環境</td> <td>施工時間（昼・夜）、関連工事等</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">埋設管理者等</td> </tr> <tr> <td>既設給水管から分岐する場合</td> <td>所有者、給水戸数、布設年月、口径、布設位置、止水栓の位置、既設建築物との関連等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">所有者</td> </tr> <tr> <td>受水槽方式の場合</td> <td>受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事に関する同意承諾の取得確認</td> <td>分岐の同意、私有地給水管理設の同意、その他利害関係人の承諾</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">利害関係者</td> </tr> <tr> <td>建築確認</td> <td>建築確認通知（番号）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2.3 閲覧</p> <p>1. 指定事業者並びに関係者は、給水装置工事等関係図書の閲覧にあつては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（H15法律第57号）等を遵守し、市民の基本的な人権を侵害することのないよう取り扱わなければならない。</p> <p>2. 閲覧に際しては、留意事項を遵守し、担当職員の指示に従うこと。</p> <p>[解説]</p> <p>1. 給水装置台帳を閲覧、複写できるのは、給水装置所有者、当該所有者又は土地所有者の委任状を持参したものに限り。給水装置台帳を閲覧する場合は、必ず閲覧簿に必要事項を記入し担当職員の確認を得ること。</p> <p>2. 閲覧時間帯は原則として、平日の午前8時45分から午後5時30分までとする。</p>	調査事項	調査内容	調査（確認）場所				申込者	水道部	現地	その他	工事場所	丁目、町名、番地等住居表示番号	○		○		使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人数、延床面積、取付栓数、給水方式等	○		○		既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態（専用栓・他）、口径、管種、布設位置、使用水量、水道番号等	○	○	○	所有者	屋外配管	メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置等	○		○		屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具等	○		○		配水管の布設状況	年度、口径、管種、水圧、布設位置、仕切弁、消火栓の位置等		○	○		道路の状況	種別（国道・道道・市道・私道）、幅員、道路工作物、舗装種別、舗装年次等			○	道路管理者等	各種埋設物の有無	種類（下水道管・ガス管・電気・電話等）、位置、口径等		○	○	埋設管理者等	現地の施工環境	施工時間（昼・夜）、関連工事等			○	埋設管理者等	既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年月、口径、布設位置、止水栓の位置、既設建築物との関連等	○	○	○	所有者	受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート			○		工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管理設の同意、その他利害関係人の承諾	○			利害関係者	建築確認	建築確認通知（番号）	○			
調査事項			調査内容	調査（確認）場所																																																																																																																																																																													
	申込者	水道部		現地	その他																																																																																																																																																																												
工事場所	丁目、町名、番地等住居表示番号	○		○																																																																																																																																																																													
使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人数、延床面積、取付栓数、給水方式等	○		○																																																																																																																																																																													
既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態（専用栓・他）、口径、管種、布設位置、使用水量、水道番号等	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																												
屋外配管	メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置等	○		○																																																																																																																																																																													
屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具等	○		○																																																																																																																																																																													
配水管の布設状況	年度、口径、管種、水圧、布設位置、仕切弁、消火栓の位置等		○	○																																																																																																																																																																													
道路の状況	種別（国道・道道・市道・私道）、幅員、道路工作物、舗装種別、舗装年次等			○	道路管理者等																																																																																																																																																																												
各種埋設物の有無	種類（下水道管・ガス管・電気・電話等）、位置、口径等		○	○	埋設管理者等																																																																																																																																																																												
現地の施工環境	施工時間（昼・夜）、関連工事等			○	埋設管理者等																																																																																																																																																																												
既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年月、口径、布設位置、止水栓の位置、既設建築物との関連等	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																												
受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート			○																																																																																																																																																																													
工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管理設の同意、その他利害関係人の承諾（民法第213条の2又は第213条の3の適用がある場合を除く）	○			利害関係者																																																																																																																																																																												
建築確認	建築確認通知（番号）	○																																																																																																																																																																															
調査事項	調査内容	調査（確認）場所																																																																																																																																																																															
		申込者	水道部	現地	その他																																																																																																																																																																												
工事場所	丁目、町名、番地等住居表示番号	○		○																																																																																																																																																																													
使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人数、延床面積、取付栓数、給水方式等	○		○																																																																																																																																																																													
既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態（専用栓・他）、口径、管種、布設位置、使用水量、水道番号等	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																												
屋外配管	メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置等	○		○																																																																																																																																																																													
屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具等	○		○																																																																																																																																																																													
配水管の布設状況	年度、口径、管種、水圧、布設位置、仕切弁、消火栓の位置等		○	○																																																																																																																																																																													
道路の状況	種別（国道・道道・市道・私道）、幅員、道路工作物、舗装種別、舗装年次等			○	道路管理者等																																																																																																																																																																												
各種埋設物の有無	種類（下水道管・ガス管・電気・電話等）、位置、口径等		○	○	埋設管理者等																																																																																																																																																																												
現地の施工環境	施工時間（昼・夜）、関連工事等			○	埋設管理者等																																																																																																																																																																												
既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年月、口径、布設位置、止水栓の位置、既設建築物との関連等	○	○	○	所有者																																																																																																																																																																												
受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート			○																																																																																																																																																																													
工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管理設の同意、その他利害関係人の承諾	○			利害関係者																																																																																																																																																																												
建築確認	建築確認通知（番号）	○																																																																																																																																																																															

R5 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> 止水栓は、「境界線から1m以内にやむを得なくメーター篋を設置できない場合」に設置するものである。 単独引込みの場合は、原則として境界線（公道と宅地との界）の宅地内1m以内に取付けること。これによりがたい場合は協議とする。どのような場合でも止水栓を省略することはできない。 連用引込（同一給水管から2戸以上に引込む装置の場合）は、宅地内の屋外で各戸の分岐点とメーター器の間に取付けること。 メーター直前には、止水栓（伸縮フクロナット付）（バルブ、仕切弁も含む）を取付けることとし、この場合の止水栓の口径は、原則として引込み管口径と同口径とする。なお、ハンドルは腐食・欠損の少ないC A C 4 0 6 製丸ハンドルを使用すること。（メーター着脱装置の場合は除く） 単独工事で当該給水装置から将来分岐が予想される場合や給水装置の維持管理上必要と認める場合には止水栓等を設置すること。 <p>2.9 メーター</p> <p>メーターは、水道使用料金算定の基礎となるものであり、水道事業の運営上極めて重要なものである。その設置に際しては、計量法に定める計量器の検定検査に合格したものでなければならない。メーターの検査有効期間は、計量法27条2項、計量法施行令第18条及び特定計量器検定検査規則第25条の定めにより、検査証印を付した月の翌月1日から起算して8年と定められている。</p> <p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> 給水装置には1世帯または1個所ごとにメーターを取付けること。ただし、玄関、便所を共用する貸間形式のアパート、下宿業及び独身寮などは共用メーターとすることができる。 メーターは、口径器種にかかわらず市が貸与する。ただし、受水槽以降の装置にメーターを設置するものは所有者の負担とする。 受信機の設置位置は、敷地内で検針・点検が容易で、冬期間に除雪される箇所（玄関等）であり、メーター篋の設置位置は、原則として公私境界線から1m以内とし、凍結や損傷のおそれがなく、メーター取替等の維持管理に支障のない箇所（土砂で埋まるような場所、車庫や物置のような閉鎖する空間内を避ける。止水栓も同様。）に選定する。ただし、これによりがたい場合は、市と協議をして決めるものとする。（境界線から1m以内にメーター篋を置かないならば、「一次側で漏水が起きた場合は自費にて早急に修繕いたします。また修繕をしないのであれば止水栓で水を止めてもらっても構いません」という文面を図面の右下の修繕欄に記載する。） ）使用者又は所有者に押印してもらおう。 <p>また、メーターコードの埋設箇所は維持管理を考慮し、ロードヒーティング等掘削出来ない箇所を避けること。なお、メーターの設置については、次の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 汚水桝や灯油タンク等の近くを避け、汚水が浸入しないような位置とする。 車輛が直接メーター篋及び止水栓に乗らない位置とする。 軒下の雨落ち線、屋根からの落雪場所を避けること。 冬期間、除雪されて保温効果の期待できない箇所を避けること。ただし、点検などのための除雪に多大な労力を必要としないよう配慮すること。 <p>メーターは、検針と外傷保護のためにメーター篋内に設置し、口径φ13～φ25 mmまでは、メーター着脱装置により逆流を防止し、口径φ40 mm以上の場合には、流出側にも止水栓を取付けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> メーターの設置は、給水栓より低位置にかつ水平に設置すること。 <p>※ メーターに空気が入ると器差が変化するというおそれがある。またメーターを傾斜して取り付けると感度の低下、耐久力を減ずる原因となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 受水槽式給水とする場合には、メーターの機能に障害を与えないため、メーターとボールタップの間隔を1m以上あけて、水撃作用（ウォーターハンマー）を防止しなければならない。 短期間の給水装置（工事用又は仮設事務所等）を新設する場合などは、臨時メーターを設置しなければならない。なお、使用後のメーターは撤去後すみやかに市に返納しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 臨時メーターは、市の貸与したメーター器を使用し、使用期間が検定有効期限を過ぎる場合は、期限が切れる前に市に返納すること。 使用期間の延期については、水道部に必ず連絡すること。 臨時メーターの使用期限は、1年以内とする。 使用期間が次年度に繰越す場合は、年度末にて一度料金精算すること。 	<p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> 止水栓は、「境界線から1m以内にやむを得なくメーター篋を設置できない場合」に設置するものである。 単独引込みの場合は、原則として境界線（公道と宅地との界）の宅地内1m以内に取付けること。これによりがたい場合は協議とする。どのような場合でも止水栓を省略することはできない。 連用引込（同一給水管から2戸以上に引込む装置の場合）は、宅地内の屋外で各戸の分岐点とメーター器の間に取付けること。 メーター直前には、止水栓（伸縮フクロナット付）（バルブ、仕切弁も含む）を取付けることとし、この場合の止水栓の口径は、原則として引込み管口径と同口径とする。なお、ハンドルは腐食・欠損の少ないC A C 4 0 6 製丸ハンドルを使用すること。 単独工事で当該給水装置から将来分岐が予想される場合や給水装置の維持管理上必要と認める場合には止水栓等を設置すること。 <p>2.9 メーター</p> <p>メーターは、水道使用料金算定の基礎となるものであり、水道事業の運営上極めて重要なものである。その設置に際しては、計量法に定める計量器の検定検査に合格したものでなければならない。メーターの検査有効期間は、計量法27条2項、計量法施行令第18条及び特定計量器検定検査規則第25条の定めにより、検査証印を付した月の翌月1日から起算して8年と定められている。</p> <p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> 給水装置には1世帯または1個所ごとにメーターを取付けること。ただし、玄関、便所を共用する貸間形式のアパート、下宿業及び独身寮などは共用メーターとすることができる。 メーターは、口径器種にかかわらず市が貸与する。ただし、受水槽以降の装置にメーターを設置するものは所有者の負担とする。 受信機の設置位置は、敷地内で検針・点検が容易で、冬期間に除雪される箇所（玄関等）であり、メーター篋の設置位置は、原則として公私境界線から1m以内とし、凍結や損傷のおそれがなく、メーター取替等の維持管理に支障のない箇所（土砂で埋まるような場所、車庫や物置のような閉鎖する空間内を避ける。止水栓も同様。）に選定する。ただし、これによりがたい場合は、市と協議をして決めるものとする。（境界線から1m以内にメーター篋を置かないならば、「一次側で漏水が起きた場合は自費にて早急に修繕いたします。また修繕をしないのであれば止水栓で水を止めてもらっても構いません」という文面を図面の右下の修繕欄に記載し、使用者又は所有者に押印してもらおう。） また、メーターコードの埋設箇所は維持管理を考慮し、ロードヒーティング等掘削出来ない箇所を避けること。なお、メーターの設置については、次の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> 汚水桝や灯油タンク等の近くを避け、汚水が浸入しないような位置とする。 車輛が直接メーター篋及び止水栓に乗らない位置とする。 軒下の雨落ち線、屋根からの落雪場所を避けること。 冬期間、除雪されて保温効果の期待できない箇所を避けること。ただし、点検などのための除雪に多大な労力を必要としないよう配慮すること。 <p>メーターは、検針と外傷保護のためにメーター篋内に設置し、口径φ13～φ25 mmまでは、流入側に止水栓を取付け、口径φ40 mm以上の場合には、流出側にも止水栓を取付けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> メーターの設置は、給水栓より低位置にかつ水平に設置すること。 <p>※ メーターに空気が入ると器差が変化するというおそれがある。またメーターを傾斜して取り付けると感度の低下、耐久力を減ずる原因となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 受水槽式給水とする場合には、メーターの機能に障害を与えないため、メーターとボールタップの間隔を1m以上あけて、水撃作用（ウォーターハンマー）を防止しなければならない。 短期間の給水装置（工事用又は仮設事務所等）を新設する場合などは、臨時メーターを設置しなければならない。なお、使用後のメーターは撤去後すみやかに市に返納しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 臨時メーターは、市の貸与したメーター器を使用し、使用期間が検定有効期限を過ぎる場合は、期限が切れる前に市に返納すること。 使用期間の延期については、水道部に必ず連絡すること。 臨時メーターの使用期限は、1年以内とする。 使用期間が次年度に繰越す場合は、年度末にて一度料金精算すること。

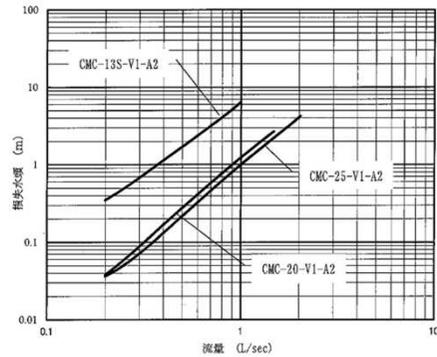
R5 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>8. メーターは検満作業が容易になるメーター着脱装置を使用すること。</p> <p>9. アパート・マンション等の場合、大型・中型メーター管を使用し、検満作業が容易であればメーター着脱装置を使用しなくてもよい。</p>	

改 訂

現 行

4. メーター着脱装置損失水頭
 メーター着脱装置における損失水頭は以下のグラフ・早見表より算出すること。



損失水頭グラフ

損失水頭早見表

流量 (L/sec)	CMC-13S-V1-A2	CMC-20-V1-A2	CMC-25-V1-A2
0.2	0.35	0.04	0.04
0.3	0.68	0.09	0.07
0.4	1.14	0.17	0.13
0.5	1.71	0.28	0.22
0.6	2.39	0.42	0.33
0.7	3.18	0.58	0.46
0.8	4.09	0.78	0.62
0.9	5.16	1.00	0.80
1.0	6.41	1.24	1.00
1.1	—	1.50	1.22
1.2	—	1.79	1.46
1.3	—	2.09	1.71
1.4	—	2.41	1.98
1.5	—	2.75	2.28
2.0	—	—	4.10

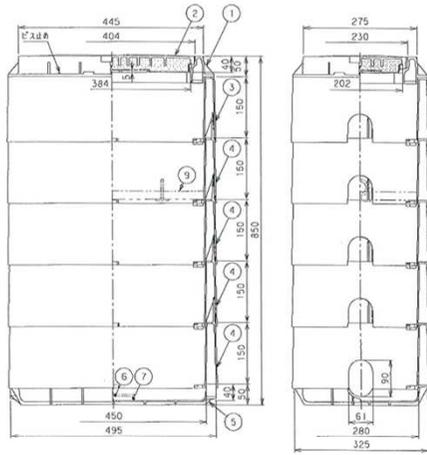
R5 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> 埋戻しにあたっては、木片、コンクリート塊などの雑物を取り除いた良質土を用いて、管、その他附属器具に損傷を与えぬよう丁寧に埋戻し、不陸のないように仕上げなければならない。 道路面の部分は砂利、または切込砂利を敷均すものとし、敷厚、復旧は各道路占用許可時に条件が付してあるものは、その指示する仕様に従うものとする。 埋戻し後の残土処理は速やかに行わなければならない。 冬期積雪時の掘削は溝内部が凍結しやすい状態であるので埋戻しは即日完了すること。また、埋戻しは雪の混入などのないよう十分注意し施工すること。 冬期時の埋戻し、復旧は不完全になりやすいので融雪後現場を巡視し、不良箇所は速やかに補修、手直しをしなければならない。 軟弱地盤、または湧水地帯にあっては、湧水及び滞留水を排除しながら埋戻すとともに土留工の取外しは、下部を埋戻して徐々に引抜き、崩壊のおそれがある箇所は、その部分を埋殺しにすること。 <p>3.4 路面復旧</p> <p>舗装道路の路面復旧は、道路管理者の占用条件事項に基づき速やかに復旧すること。</p> <p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> 掘削箇所に路面標示及び区画線等があった場合は、現状に復旧すること。 舗装仮復旧は、常温合材又は加熱合材を使用し路面と段差のないよう十分転圧すること。 舗装本復旧は、仮復旧を行った後、速やかに舗装業者に施工させること。 舗装本復旧は、占用許可期間内に完了させ、水道部及び道路管理者に写真等の提出をすること。 <p>3.5 工事写真</p> <p>道路掘削工事がある場合は、道路管理者の占用条件事項に基づき写真撮影を行うこと。</p> <p>[解説]</p> <p>写真撮影内容は道路管理者に確認すること。</p> <p>3.6 分岐方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 分岐は、適切な作業を行うことができる技能を有する者が施工を行うこと。 原則、不断水工法による分岐とすること。 <p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> 分岐は、「第2章 給水装置の設計」により適切に行うこと。 給水管の分岐箇所は他の分岐箇所及び継手の外断面から30cm以上離れた位置とする。 配水管から分岐し布設される給水管は、配水管に対しほぼ直角であるよう布設すること。 分水にあたっては、防食用ポリエチレンシートで分水栓を被覆し土壌防食処理を行わなければならない。 分水箇所は必ず3点オフセットを取り、しゅん工平面図に図示すること。 分水栓建て込み完了時には写真撮影し、後日しゅん工申請書に添付すること。 配水管の埋設深度及び管種・口径と給水管の道路埋設深度・同距離については給水台帳図に「横断管の横断図を作成」するため、必ず埋設時に寸法を取っておくこと。 全面改築で分水栓から布設替える場合は、古い分水栓の閉止状況の写真を添付すること。この場合ボルトが腐食していることが多いため取替が必要となる。 割丁字の分岐は必ず1週間前までに水道部に連絡し係員立ち合いのうえで穿孔すること。 <p>3.7 給水管の接合</p> <p>給水管の接合は、管の材質によってそれぞれ異なるものであり、施工の不良は直接漏水を引き起こす原因となるので、正規の工具を使用し、的確な接合の実施に努めること。また、管種別の継手間の直管部必要最短長さは、表3-1に示すとおり、後日、修繕作業時に支障とならないよう十分注意して接合位置を選定すること。</p> <p>[解説]</p> <p>管種別の継手間の直管部必要最短長さは、次表のとおりである。</p>	<p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> 埋戻しにあたっては、木片、コンクリート塊などの雑物を取り除いた良質土を用いて、管、その他附属器具に損傷を与えぬよう丁寧に埋戻し、不陸のないように仕上げなければならない。 道路面の部分は砂利、または切込砂利を敷均すものとし、敷厚、復旧は各道路占用許可時に条件が付してあるものは、その指示する仕様に従うものとする。 埋戻し後の残土処理は速やかに行わなければならない。 冬期積雪時の掘削は溝内部が凍結しやすい状態であるので埋戻しは即日完了すること。また、埋戻しは雪の混入などのないよう十分注意し施工すること。 冬期時の埋戻し、復旧は不完全になりやすいので融雪後現場を巡視し、不良箇所は速やかに補修、手直しをしなければならない。 軟弱地盤、または湧水地帯にあっては、湧水及び滞留水を排除しながら埋戻すとともに土留工の取外しは、下部を埋戻して徐々に引抜き、崩壊のおそれがある箇所は、その部分を埋殺しにすること。 <p>3.4 路面復旧</p> <p>舗装道路の路面復旧は、道路管理者の占用条件事項に基づき速やかに復旧すること。</p> <p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> 掘削箇所に路面標示及び区画線等があった場合は、現状に復旧すること。 舗装仮復旧は、常温合材又は加熱合材を使用し路面と段差のないよう十分転圧すること。 舗装本復旧は、仮復旧を行った後、速やかに舗装業者に施工させること。 舗装本復旧は、占用許可期間内に完了させ、水道部及び道路管理者に写真等の提出をすること。 <p>3.5 工事写真</p> <p>道路掘削工事がある場合は、道路管理者の占用条件事項に基づき写真撮影を行うこと。</p> <p>[解説]</p> <p>写真撮影内容は道路管理者に確認すること。</p> <p>3.6 分岐方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 分岐は、適切な作業を行うことができる技能を有する者が施工を行うこと。 原則、不断水工法による分岐とすること。 <p>[解説]</p> <ol style="list-style-type: none"> 分岐は、「第2章 給水装置の設計」により適切に行うこと。 給水管の分岐箇所は他の分岐箇所及び継手の外断面から30cm以上離れた位置とする。 配水管から分岐し布設される給水管は、配水管に対しほぼ直角であるよう布設すること。 分水にあたっては、防食用ポリエチレンシートで分水栓を被覆し土壌防食処理を行わなければならない。 分水箇所は必ず3点オフセットを取り、しゅん工平面図に図示すること。 分水栓建て込み完了時には写真撮影し、後日しゅん工申請書に添付すること。 配水管の埋設深度及び管種・口径と給水管の道路埋設深度・同距離については給水台帳図に「横断管の横断図を作成」するため、必ず埋設時に寸法を取っておくこと。 全面改築で分水栓から布設替える場合は、古い分水栓の閉止状況の写真を添付すること。この場合ボルトが腐食していることが多いため取替が必要となる。 割丁字の分岐は必ず1週間前までに水道課給水係に連絡し係員立ち合いのうえで穿孔すること。 <p>3.7 給水管の接合</p> <p>給水管の接合は、管の材質によってそれぞれ異なるものであり、施工の不良は直接漏水を引き起こす原因となるので、正規の工具を使用し、的確な接合の実施に努めること。また、管種別の継手間の直管部必要最短長さは、表3-1に示すとおり、後日、修繕作業時に支障とならないよう十分注意して接合位置を選定すること。</p> <p>[解説]</p> <p>管種別の継手間の直管部必要最短長さは、次表のとおりである。</p>

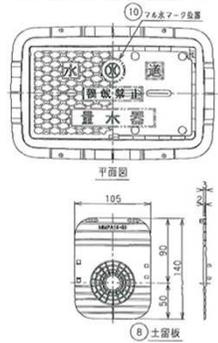
改 訂

現 行

(図 - 6 - 2) メーター箱 (φ13~φ25)



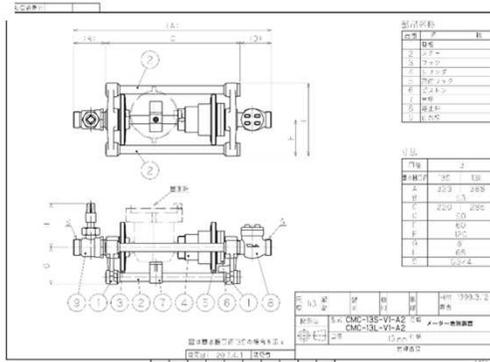
番号	部品名	材質	数量	単位
1	枠	A B S	1	
2	継手蓋	ABS/PVC	1	フル、保護材入
3	側板150H	A B S	1	
4	側板150H	A B S	4	
5	底 板	A B S	1	
6	メーター枠-A	A B S	1	
7	メーター枠-B	A B S	1	
8	土留板	P P	2	
9	中 蓋	PEシート	1	
10	フタ	P V C	1	



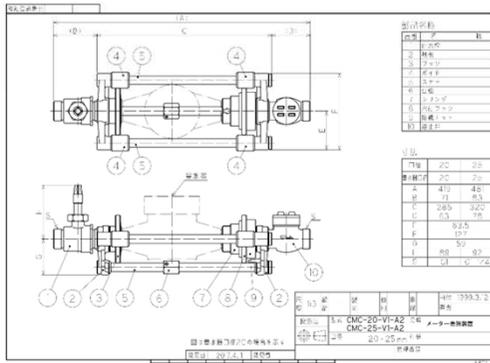
改 訂

現 行

(図 - 9) メーター着脱装置 (φ13)



(図 - 10) メーター着脱装置 (φ20~φ25)



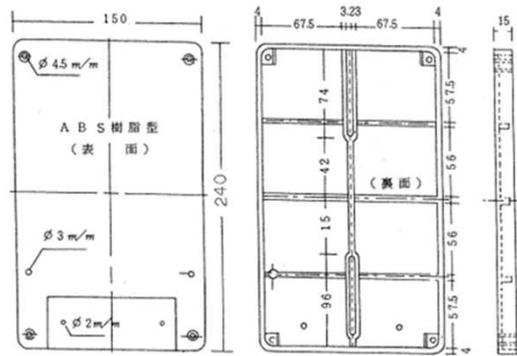
R5 給水装置工事設計施工要綱 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>[解説] 遠隔式水道メーターの施工は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> メーター器の取付位置 メーター器は、公私境界線から建物の間でメーターの点検及び取替作業が容易であり、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれがなく、また、将来とも支障にならない位置とする。 メーター器の取付 メーター器の取付け深さは、土壌の凍結深度より深くするもの（地上から80 cm以上）とし、メーター筐内に取付けるものとする。ただし、検満時の取替えにあつては、既設筐を使用する。 既設筐（メーターボックス）は、メーター設置時に需要者ご自身の費用負担で設置された個人の財産であるので、破損又は埋没している場合は、現所有者に修繕又は取り替えを要請するものとする。 メーター器取付けの際は、メーターの上流側で放流を行い、管内のさび、土砂、削くず、接着剤等の流入による不廻現象の原因を除去した後、メーターを水平に取付けること。 新築時のメーター器取付けの際は、メーター着脱装置を使用し、検満作業が容易になるようにする。 コードの取付 コードの埋設箇所は、「家基礎及び車庫やロードヒーティング」真下のような、維持管理上掘削出来ない場所は避け、メーター筐より取り出し部分を（取付標準図参照）除き、受信部取付位置真下まで0.2mの深さに埋設、横引き及び壁立ちあがり部分ともVP（φ13）防護管を使用し、スコップ及びびねずみ等による切断・損傷を防護すること。 壁立ち上がり部分にあつては、特殊バンドを使用し、横引き配管にあつては、大きいカーブとし、特別の場合を除きエルボは使用しない。また、ソケットを使用する箇所にあつては、直管（VP）は内面“面取り”を施した後、接着材を塗布して挿入のこと。 埋設コードが4mを超える場合は継手のないCD管（合成樹脂製可とう電線管）を使用するのが望ましい。 受信器とコードの接続に際しては、端子接続部の締付けを十分行い、防湿止めパッキンは忘れず取付けること。 残りのコードについては、筐内にまとめ、防護管は筐内に30 mm程度突き出すこと。（取付標準図参照） 受信器の取付位置 受信器の取付位置は、原則として玄関付近で、地上から受信器板上端までの取付高さは1.8m程度とする。 玄関付近に取り付けられない場合は、冬期除雪する場所で検針しやすく、落氷・落雪により被害発生が生じ難い場所とする。 アパート等の受信器で集中検針盤により設置するものは、室番号の順番によらず、左下の端を始点として、1階左端の室から実際に配置されている室の順番に配列し、その上段を2階、3階と順次配列する。なお、受信器及びメーター筐内に室番号を明示する。集中検針盤の材料、取付けは所有者費用にて風除室内等に設置とし、集中検針盤上端までの取付高さ1.6～1.8m程度とする。（風除室内の高さのスペースがない場合のため。） 受信器板の取付 受信器板については、市が支給する（図3-6）のABS樹脂製板を使用し、取付けに当たっては壁材の材質が違いため、次の例を基準として施工すること。 <ol style="list-style-type: none"> 板壁に取付けの場合 長さ38 mm径4 mmのステンレス製の木ねじを使用し、柱または間柱等に固定すること。 コンクリート壁、ブロック壁に取付の場合 電気ドリル使用（コンクリートドリル径6.5 mm）PYプラグは、樹脂製7 mmで長さ25 mmと同等品を使用すること。貫通深さは31 mmとし、木ねじは、長さ45 mm、径4.5 mmステンレス製とする。（図3-1参照） モルタル壁、サイディング壁に取付けの場合 モルタル壁、サイディング壁共に電気ドリルでの穴あけは、裏板表面までの貫通深さとする。（外壁材分のみ）サイディング壁の場合、材質が多様使用されているので、予め建築業者と打合せを行い、受信器及び防護管取付予定箇所に裏板（受信器の場合、長さ0.45m、幅0.21m、厚さ18 mm、防護管の場合、長さ1.8m、幅0.105m、厚さ18 mm）を取付け、木ねじは、(2)のものと同じものを使用し、裏板で固定出来るようにすること。（図3-2参照） 	<p>[解説] 遠隔式水道メーターの施工は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> メーター器の取付位置 メーター器は、公私境界線から建物の間でメーターの点検及び取替作業が容易であり、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれがなく、また、将来とも支障にならない位置とする。 メーター器の取付 メーター器の取付け深さは、土壌の凍結深度より深くするもの（地上から80 cm以上）とし、メーター筐内に取付けるものとする。ただし、検満時の取替えにあつては、既設筐を使用する。 既設筐（メーターボックス）は、メーター設置時に需要者ご自身の費用負担で設置された個人の財産であるので、破損又は埋没している場合は、現所有者に修繕又は取り替えを要請するものとする。 メーター器取付けの際は、メーターの上流側で放流を行い、管内のさび、土砂、削くず、接着剤等の流入による不廻現象の原因を除去した後、メーターを水平に取付けること。 コードの取付 コードの埋設箇所は、「家基礎及び車庫やロードヒーティング」真下のような、維持管理上掘削出来ない場所は避け、メーター筐より取り出し部分を（取付標準図参照）除き、受信部取付位置真下まで0.2mの深さに埋設、横引き及び壁立ちあがり部分ともVP（φ13）防護管を使用し、スコップ及びびねずみ等による切断・損傷を防護すること。 壁立ち上がり部分にあつては、特殊バンドを使用し、横引き配管にあつては、大きいカーブとし、特別の場合を除きエルボは使用しない。また、ソケットを使用する箇所にあつては、直管（VP）は内面“面取り”を施した後、接着材を塗布して挿入のこと。 埋設コードが4mを超える場合は継手のないCD管（合成樹脂製可とう電線管）を使用するのが望ましい。 受信器とコードの接続に際しては、端子接続部の締付けを十分行い、防湿止めパッキンは忘れず取付けること。 残りのコードについては、筐内にまとめ、防護管は筐内に30 mm程度突き出すこと。（取付標準図参照） 受信器の取付位置 受信器の取付位置は、原則として玄関付近で、地上から受信器板上端までの取付高さは1.8m程度とする。 玄関付近に取り付けられない場合は、冬期除雪する場所で検針しやすく、落氷・落雪により被害発生が生じ難い場所とする。 アパート等の受信器で集中検針盤により設置するものは、室番号の順番によらず、左下の端を始点として、1階左端の室から実際に配置されている室の順番に配列し、その上段を2階、3階と順次配列する。なお、受信器及びメーター筐内に室番号を明示する。集中検針盤の材料、取付けは所有者費用にて風除室内等に設置とし、集中検針盤上端までの取付高さ1.6～1.8m程度とする。（風除室内の高さのスペースがない場合のため。） 受信器板の取付 受信器板については、市が支給する（図3-6）のABS樹脂製板を使用し、取付けに当たっては壁材の材質が違いため、次の例を基準として施工すること。 <ol style="list-style-type: none"> 板壁に取付けの場合 長さ38 mm径4 mmのステンレス製の木ねじを使用し、柱または間柱等に固定すること。 コンクリート壁、ブロック壁に取付の場合 電気ドリル使用（コンクリートドリル径6.5 mm）PYプラグは、樹脂製7 mmで長さ25 mmと同等品を使用すること。貫通深さは31 mmとし、木ねじは、長さ45 mm、径4.5 mmステンレス製とする。（図3-1参照） モルタル壁、サイディング壁に取付けの場合 モルタル壁、サイディング壁共に電気ドリルでの穴あけは、裏板表面までの貫通深さとする。（外壁材分のみ）サイディング壁の場合、材質が多様使用されているので、予め建築業者と打合せを行い、受信器及び防護管取付予定箇所に裏板（受信器の場合、長さ0.45m、幅0.21m、厚さ18 mm、防護管の場合、長さ1.8m、幅0.105m、厚さ18 mm）を取付け、木ねじは、(2)のものと同じものを使用し、裏板で固定出来るようにすること。（図3-2参照）

改 訂

現 行

(図3-6)



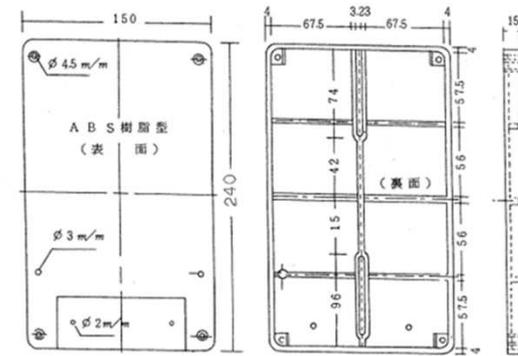
3.12 メーターの撤去及び分水閉止

1. 現在使用されているメーターは、市からの貸与品であり撤去されたメーターについては、速やかに返納しなければならない。
2. メーター撤去後の不用になった給水管は、そのまま放置されると破損し漏水を起こす可能性があり、漏水した際には土地所有者の管理責任となることから、メーター撤去時には給水管の分水閉止も必ず行い、閉止箇所のオフセット及び深さを図面で作成し提出すること。

〔解説〕

1. 需要者側からのメーター撤去依頼の処理方法については、窓口及び電話等を通じての申入れに際し、住所・氏名・撤去日時・撤去理由（特に詳細に）・撤去後（家屋解体後）の土地利用、分水閉止に伴う工事費用の発生等について聞き取り調査を行った後、給水装置工事申請書等関係書類を調べ、市からメーター撤去するよう指定事業者に依頼することとする。
なお、メーター撤去について需要者側から指定事業者へ直接依頼の申込みがなされた場合については、市と同様の対応をするか、不明の事柄については市水道部と打合せのうえ、施工するものとする。
又その際当該メーターを再使用するか、撤去（不使用）するかにより、分水閉止に伴う工事費用の発生及び費用負担について、必ず需要者に説明・了知のうえ施工すること。
2. 市水道部より撤去依頼を受けた指定事業者は、撤去作業終了後、メーター撤去通知票に必要事項を記載し、メーター並びに関係書類（請負、工事調査）を遅滞なく市水道部に提出すること。特に「分水閉止をしない理由」については、詳しく記入し、所有者に必ず押印してもらうこと。
3. 検満メーターの撤去については、一括指定場所へ集積し、後日に市と契約した業者で廃棄するので市水道部の指示に従うこと。
4. 分水閉止できない場合は次のとおりである。
 - (1) 給水管が共同管の場合（共同で引き込まれていて、まだ別に使用する場合）
 - (2) 家屋の建替え（全面改築）で引き続き使用する場合
新しく取り出す場合は「旧分水の閉止」が条件となること。
 - (3) 売却後の土地所有者が引き続き確実に使用する場合（修理等の管理はその時点での所有者とする）
 - (4) 道路管理者が道路の掘削を許可しない場合（舗装等を新設したばかり）
この場合、現時点では官民境界で管を止め、道路管理者の許可が下り次第、分水閉止を行うこと。

(図3-6)



3.12 メーターの撤去及び分水閉止

1. 現在使用されているメーターは、市からの貸与品であり撤去されたメーターについては、速やかに返納しなければならない。
2. メーター撤去後の不用になった給水管は、そのまま放置されると破損し漏水を起こす可能性があり、漏水した際には土地所有者の管理責任となることから、メーター撤去時には給水管の分水閉止も必ず行い、閉止箇所のオフセット及び深さを図面で作成し提出すること。

〔解説〕

1. 需要者側からのメーター撤去依頼の処理方法については、窓口及び電話等を通じての申入れに際し、住所・氏名・撤去日時・撤去理由（特に詳細に）・撤去後（家屋解体後）の土地利用、分水閉止に伴う工事費用の発生等について聞き取り調査を行った後、給水装置工事申請書等関係書類を調べ、市からメーター撤去するよう指定事業者に依頼することとする。
なお、メーター撤去について需要者側から指定事業者へ直接依頼の申込みがなされた場合については、市と同様の対応をするか、不明の事柄については市水道部と打合せのうえ、施工するものとする。
又その際当該メーターを再使用するか、撤去（不使用）するかにより、分水閉止に伴う工事費用の発生及び費用負担について、必ず需要者に説明・了知のうえ施工すること。
2. 市水道部より撤去依頼を受けた指定事業者は、撤去作業終了後、メーター撤去通知票に必要事項を記載し、メーター並びに関係書類（請負、工事調査）を遅滞なく市水道部に提出すること。特に「分水閉止をしない理由」については、詳しく記入し、所有者に必ず押印してもらうこと。
3. 検満メーターの撤去については、一括指定場所へ集積し、後日に市と契約した業者で廃棄するので水道課給水係の指示に従うこと。
4. 分水閉止できない場合は次のとおりである。
 - (1) 給水管が共同管の場合（共同で引き込まれていて、まだ別に使用する場合）
 - (2) 家屋の建替え（全面改築）で引き続き使用する場合
新しく取り出す場合は「旧分水の閉止」が条件となること。
 - (3) 売却後の土地所有者が引き続き確実に使用する場合（修理等の管理はその時点での所有者とする）
 - (4) 道路管理者が道路の掘削を許可しない場合（舗装等を新設したばかり）
この場合、現時点では官民境界で管を止め、道路管理者の許可が下り次第、分水閉止を行うこと。